


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給 事業実施要綱の一部改正について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、会計課				
1. 要旨						
<p>令和3年5月28日付の国通知（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の要綱（例）の一部改正について）を受けて、令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）との併給調整に係る取り扱いを踏まえ、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給をすでに受けている方」又は「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）が既に他の都道府県等で支給決定された方」については支給対象者に含まない旨を追記した。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 国の示す併給調整に係る取り扱いに適切に対応することができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月28日 東京都から、「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」の支給の実施に係る通知（令和3年5月28日付厚生労働省子ども家庭局長）を收受 令和3年5月31日 東京都から、「ひとり親世帯分」の要綱（例）の一部改正について通知（令和3年5月28日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室）を收受 						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに制定事務を行いたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。